

第174号

みどり
水土里ネット 児島湾
だより

平成30年12月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



「藤田用排水機場」の建屋とその内部（8頁に詳細解説）

電話番号のお知らせ（直通）

総務課	(086)262-0175 下記以外の事務全般（賦課徴収含む）
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 (086)262-0180（アナログ回線） 維持管理事業全般（県管理用排水機場関係）
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般（藤田用排水機場関係） 藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般（工事関係）
児島湾土地改良区	(086)263-5244（FAX）
堤防管理事務所	(086)267-3002 (086)267-3001（FAX） 児島湖水位調整等（操作室）

◇もくじ◇

臨時総代会挨拶……………	2
平成29年度一般会計決算状況…………	3
臨時総代会開催……………	3
地区及び組合員の状況……………	4
平成29年度操作作業決算状況…………	4
土地改良区の財産状況……………	5
平成29年度藤田用水決算状況…………	6
平成29年度土地改良事業実績…………	6
保有個人情報に関する事項の公表について…	7
特集記事（児島湾締切堤防について）…	8
国営総合農地防災事業について…	9
役員補欠選挙結果について…………	9
事務局人事異動……………	10
児島湖ふれあい環境フェア…………	11
ゴミの投棄をなくしましょう…………	11
転用等、地区除外に伴う決済金…	12

「平成30年度 第1回臨時総代会 理事長挨拶」

平成30年10月11日

理事長 宮 武 博



平成30年度第1回臨時総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、総代の皆様には実りの秋を迎え、何かとご多用の中、早朝より多数ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また皆様には、平素より児島湾土地改良区の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝致しております。

今年発生した西日本豪雨により、倉敷市真備町では町の面積の4分の1が水没し、岡山市でも東区平島周辺で大規模な浸水被害が発生しました。自然災害の少ない岡山県でこれほど甚大な被害が発生した豪雨は、私の記憶にはありません。西日本豪雨

の犠牲者は最終的に、岡山、広島、愛媛を中心に死者、行方不明者をあわせ、200名を大きく超え平成に入って最悪の豪雨となりました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。災害の爪痕を残し梅雨明けした被災地は、今度は猛烈な暑さに見舞われ災害復旧に当たる人々が命の危険を感じるほどの異常高温に悩まされ、復旧作業の妨げとなりました。異常な大雨、異常な高温と表現していますが、これまでと比べて異常ということで、今後はこの様な気象が普通になるかもしれないと感じているのは私だけではないはずです。まさかそんなことは起きない起こったことがないといった過去の経験はもはや通用しなくなっています。台風や集中豪雨の規模や広がりスケールがこれまでにないレベルにまで上がってきているのです。

さらに、今の日本において風水害以上の脅威と云われているのが地震です。今後、30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70%を超え年々高くなってきています。発生の規模によっては最悪、日本に壊滅的被害を与える可能性があります。日本はもともと繰り返し大きな災害に見舞われその度に復興を繰り返してきました。そうした経験をもとに、災害対策マニュアルを準備したとしても、それを超える災害は必ず起きます。そんな時は、当たり前ですが人命の安全確保を最優先に行動する。災害における最悪の被害は、人命の喪失である事を肝に銘じ、シンプルですがその意識を徹底しておく必要があります。

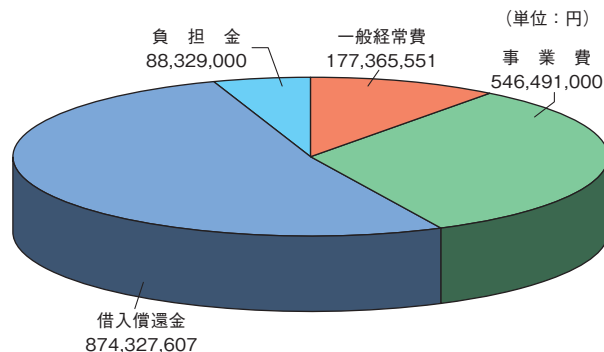
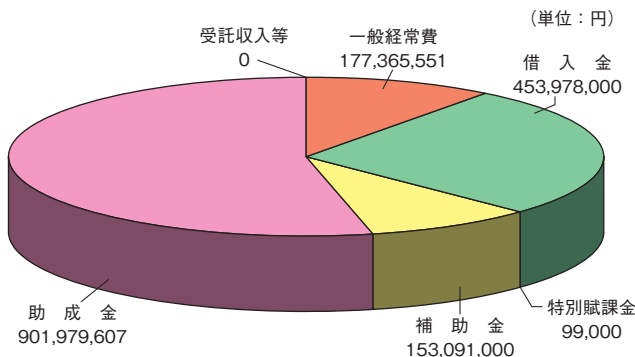
今回の西日本豪雨では幸い当改良区受益地においては大きな被害の報告はありませんでした。しかし当時、児島湖、笹ヶ瀬川、倉敷川は避難判断水位を超え、非常に厳しい状況となっております。関係各機関の懸命な防災活動によりギリギリ持ちこたえたというのが実情です。当地でもあと少し倉敷市、笹ヶ瀬川の水位が高くなっていたら真備町と同じ様に浸水していたかもしれません。現在の堤防の高さ、現状のポンプの排水能力では対応しきれない豪雨がいずれ近い将来、来るかもしれません。国・県などに設備の更新など積極的に要望して参りますが当面は、締切堤防など管内の主要基幹施設の管理を任されている土地改良区として、今ある施設と能力で出来る限りの対応を役職員一丸となって行って参りたいと考えております。

◇平成29年度一般会計決算について

【一般会計】

収入合計 1,686,513,158円

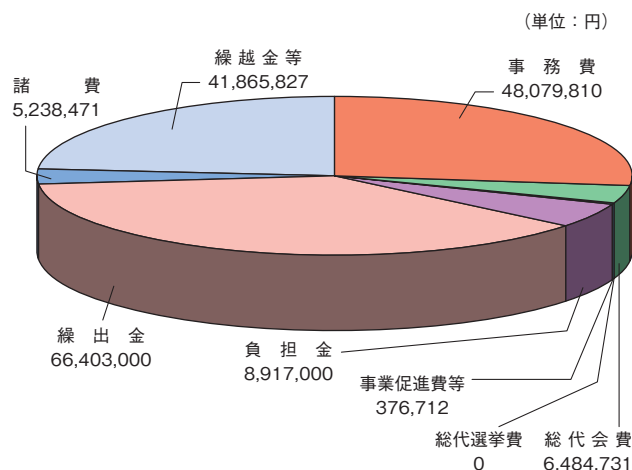
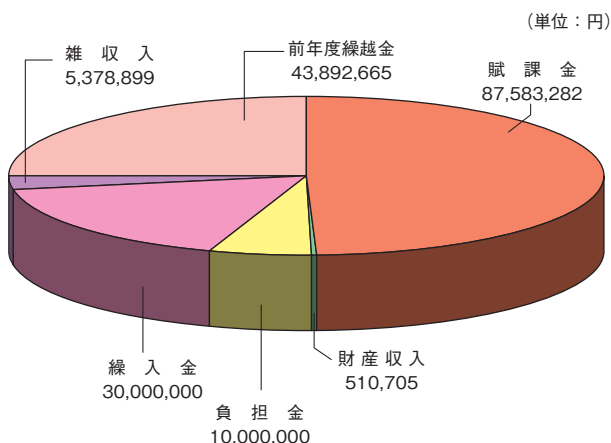
支出合計 1,686,513,158円



【一般経常費の内訳】

収入合計 177,365,551円

支出合計 177,365,551円



◇平成30年度第1回臨時総代会の開催について

平成30年度第1回臨時総代会が、平成30年10月11日（木）本土地改良区4階大会議室において、総代70名、役員12名出席のもとで開催されました。当日の議長には「北村公茂」総代が選任され、宮武理事長の挨拶並びに提案趣旨説明の後、議案審議に入り、8議案が賛成多数で原案のとおり承認並びに可決されました。提出議案は次のとおりです。

I. 議案

- 議案第1号 平成29年度事業報告の承認について
- 議案第2号 平成29年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第3号 平成29年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第4号 平成30年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第5号 (株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第6号 平成30年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第7号 平成30年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について
- 議案第8号 平成30年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支補正予算の議決について

II. その他

国営総合農地防災事業「児島湾沿岸地区」の地元説明会について

児島湾土地改良区の平成29年度の業務及び財産の状況等について、平成30年2月15日に中間監査、平成30年9月11日～13日の3日間にわたり決算監査を実施した結果、適正であると認め、同年10月11日開催の第1回臨時総代会において同内容を総括監事が報告しました。

◇地区及び組合員の状況（平成29年度末）

平成30年5月31日調製

	属 地 に よ る 区 分	29年度末地積	29年度末組合員数
第1区	岡山市南区（浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝、福成）	2,741,098㎡	349人
第2区	玉野市（東・南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木）	3,420,630	392
第3区	岡山市南区（迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎）	3,929,840	515
第4区	岡山市南区（西七区、北七区）	7,106,059	338
第5区	倉敷市（藤戸町藤戸、藤戸町天城）、岡山市南区（植松）	1,225,210	311
第6区	岡山市南区（東畦、内尾）	4,306,891	516
第7区	岡山市南区（中畦）	3,637,871	288
第8区	岡山市南区（曾根、西畦）	3,909,383	336
第9区	岡山市南区藤田（大曲、都）	4,734,545	313
第10区	岡山市南区藤田（錦）	2,269,369	209
第11区	岡山市南区藤田（都六区、錦六区）	6,537,530	446
	計	43,818,426㎡	4,013人

◇平成29年度農地転用状況

岡山市南区	130件	54,270.20㎡
倉敷市	0件	0㎡
玉野市	1件	844.00㎡
	131件	55,114.20㎡

◇平成29年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,714,235
作業受託収入	322,281,000
雑 収 入	2,658,733
繰 入 金	0
計	327,653,968

収入支出差引残額 金2,977,250円は、
平成30年度に繰り越す。

[支出]

(単位：円)

科 目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	そ の 他	計
点検整備費	1,008,119	6,194,702			7,202,821
施設管理費	96,964,593	24,253,616			121,218,209
施設費	3,708,779	7,210,859	12,359,383		23,279,021
調査費	75,232				75,232
諸油脂費	215,446	658,152			873,598
整備補修費	1,069,200	92,682,500			93,751,700
電力費	5,556,255	61,993,679		914,371	68,464,305
消費税				7,416,114	7,416,114
諸 費				2,395,718	2,395,718
計	108,597,624	192,993,508	12,359,383	10,726,203	324,676,718

◇平成29年度末現在における土地改良区の財産状況は、次のとおりです。
 (平成30年5月31日調製)

摘 要	金 額
(資 産)	(円)
流 動 資 産	96,939,417
現金及び預金	96,939,417
一般会計	41,861,542
開発行為等同意協力金特別会計	54,609,557
藤田用水管理事業特別会計	468,318
未 収 入 金	389,410
未収賦課金	389,410
特 定 資 産	860,261,831
賦課金軽減基金見返預金	200,000,000
備荒基金見返預金	173,135,546
賦課金調整基金見返預金	254,220,718
役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金見返預金	107,978,680
農地転用決済金見返預金	71,955,053
県営事業賦課金見返預金	413
国営事業補償工事見返預金	44,106,295
藤田用水整備積立金見返預金	8,865,126
固 定 資 産	106,370,336
土 地	12,365,000
建 物	83,738,513
備 品	9,966,623
出 資 金	300,200
資 産 合 計	1,063,960,994
(負 債)	(円)
長 期 負 債	6,416,355,501
借 入 金	6,416,355,501
そ の 他 負 債	860,261,831
賦課金軽減基金	200,000,000
備 荒 基 金	173,135,546
賦課金調整基金	254,220,718
役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金	107,978,680
農地転用決済金	71,955,053
県営事業賦課金	413
国営事業補償工事	44,106,295
藤田用水整備積立金	8,865,126
負 債 合 計	7,276,617,332

◇平成29年度藤田用水管理事業特別会計収支決算

[収入] (単位：円)		[支出] (単位：円)			
科 目	金 額	科 目	基幹水利施設	藤田用水	その他
前年度繰越金	466,378	点検整備費	1,138,320	306,720	
作業受託収入	90,180,000	施設管理費	27,057,636	7,920,000	
管理賦課金	13,320,748	施設費	1,342,170	548,225	
繰入金	3,500,000	調査費	252,450		
雑収入	1,940	諸油脂費	80,197	68,723	
合 計	107,469,066	整備補修費	25,253,640	3,500,000	
		電力費	32,344,023	1,712,494	
		諸 費	1,380,000	1,139,010	
		整備積立金		1,581,410	
		消費税	1,331,564	44,166	
		小 計	90,180,000	16,820,748	0
		次年度繰越金			468,318
		合 計			107,469,066

◇平成29年度土地改良事業実績について

平成29年度土地改良事業は下記の各種土地改良事業を、合計35地区 事業費511,784千円で実施しました。

◎農業基盤整備促進事業

(1)農業用排水施設 3地区 116,426千円

地区名	北七区6条2、北七区8条、西七区5条2
-----	---------------------

◎農地耕作条件改善事業

(1)農業用排水施設 5地区 169,858千円

地区名	西七区2条2、西七区支線71号、西七区支線84号、西七区支線69号、西七区支線69号の2
-----	----------------------------------------------

◎小規模土地改良事業

(1)かんがい排水 1地区 17,000千円

地区名	西七区4号
-----	-------

◎非補助土地改良事業

(1)農道舗装 1地区 3,300千円

地区名	西七区5号舗装
-----	---------

(2)かんがい排水 24地区 201,700千円

地区名	東畦21樋門、内尾排水樋門、内尾南、錦沖4南2、錦沖3樋門、錦沖1南樋門、錦六区縦1-3樋門、鞆津川中川北樋門、西七区支線16号、西七区支線102号、西七区支線116号、西七区支線128号、西七区支線140号、北七区支線30号、北七区支線36号、北七区支線66号、北七区支線73号、北七区支線82号、沖1-2丁目樋門、西谷川丘2交差東樋門、片岡浜1番川、片岡浜4番川、宗津東町5番川2、宗津西町3番川
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3)維持管理 1地区 3,500千円

地区名	藤田用水維持管理2
-----	-----------

保有個人データに関する事項の公表等について

個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表します。

個人情報は適正な手段で取得し、例えば、以下のような情報源から取得します。

組合員資格得喪通知書や納付書送付依頼書など、当改良区にご提出いただく書類

1. 本土地改良区の名称

児島湾土地改良区

2. 利用目的について

(1) 本土地改良区が保有する個人情報は、改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用します

3. 個人情報の保護に関する方針

(1) 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱います

(2) 苦情処理に適切に取り組みます

(3) 個人情報の利用目的は可能な限り限定して示し、本人の選択による利用目的の限定に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるように努めます

(4) 個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表するなど、委託処理の透明化を進めます

(5) 本人からの請求により保有個人データを開示するときは、個人情報の取得元又は取得方法を可能な限り具体的に明記します

(6) 保有個人データについて本人から請求があった場合には、利用停止に応じます

4. 共同利用に関する事項について

下記に示す利用目的に限り、改良区が保有する個人データを必要に応じ共同利用します。

(1) 共同で利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項

(2) 共同で利用する者の範囲

岡山県、岡山県土地改良事業団体連合会、関係市町村、農業委員会

(3) 利用者の利用目的

国営事業、県営事業、児島湾締切堤防並びに関連揚水機場、パイプライン関連施設の維持管理などにより地域振興を図るため

5. 保有個人データの開示等を求める場合の手続き、手数料について

(1) 保有個人データの開示等を求める時の手続き

下記に示す開示等を求める場合には、開示請求書類の提出をお願い致します。

開示等の請求：保有個人データの利用目的の通知、利用の停止又は消去、データの開示、内容訂正・追加・削除、第三者への提供の求め

(2) 保有個人データの利用目的の通知、保有個人データ開示の求めについては、必要に応じて手数料をご負担いただく場合があります。手数料や苦情等個人情報の取り扱いにつきましては下記窓口へお問い合わせください。

児島湾土地改良区 総務課 086-262-0175または086-262-3919

6. 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

児島湾土地改良区 個人情報管理（責任）者 総務課長

児島湾締切堤防について

前号まで干拓に関する記事を掲載してきましたが、児島湾周辺地区の干拓地の諸問題の解決を図るため計画された児島湾締切堤防に関する特集記事を数回に分けて掲載します。

干拓地の諸問題について

干拓地では、農業で使用する用水は上流から流れてくる余剰水や雨水に頼っていたため水不足問題や高潮に伴う塩害及び津波などの自然災害、排水問題等様々な問題がありました。それに伴って締切堤防建設についての決定がなされました。なお、今号では、締切堤防建設にあたり主な基礎工事について掲載し、次号から締切堤防建設に至った詳細な経緯等を掲載していく予定です。

～潮止工事～

粗朶沈床^{注1}を組み立てて、満潮時に潮止め口に曳航し、潮流が収まると捨石により沈設した。次に干潮時に粗朶沈床の上に張石工事を施工し、沈床の周囲に捨石を入れて海底の地盤の補強工事を行いました。

～基礎工事～

基礎工事については、地下の地層は粘土もしくは砂交じりの粘土層であり、地盤が緩かったため地盤沈下もしくは迂り出しを防ぐため、左右両側から捨て石を敷きつめ法勾配を3割もしくは5割勾配以上にして、基礎の面積を広げ、外側に捨石を置いて補強しました。

児島湾一帯の海底は主に泥土が多く堆積しており、児島湾干拓の際も泥土に悩まされたが、堤防建設の際も地質のボーリング調査を行ったが、最深部まで調査はできませんでした。ボーリング調査ができる範囲で調査を行った結果、砂礫層に築堤することに決定され、築堤のための資材として、土砂、捨石、粗朶などが使われました。

資 材	使用量
山 土	175,000m ³
粗 朶 ^{注2}	540,000束
捨 石	510,000m ³
土 砂	1,170,000m ³

表 1 堤防建設時に使用した資材と数量



図1 汐止口内部汐止作業風景



図2 汐止口基礎用沈床

注1 粗朶沈床…木の枝を格子状に組み、マット状にしたもの。

注2 粗朶……自然の山に繁殖している小さな雑木や木の枝

※参考文献によっては資材、数量等の値が異なる場合があります。

参考文献

- ①児島湖発達史 ②児島湖発達史内掲載写真
 ③粗朶 <http://www.hrr.mlit.go.jp/river/kawatuku/sizen4.html>
 ④粗朶沈床 コトバンク <https://kotobank.jp/>

表紙の解説

名 称：藤田用排水機場 所 在 地：岡山市南区藤田718番地9
 事 業 名：国営児島湾周辺農業水利事業 設 置 年：平成16年
 受 益 面 積：1,450ha 使用目的：用水・排水
 ポンプ形式：横軸渦巻ポンプ 3台、横軸斜流ポンプ 1台
 ポンプ口径及び台数：φ900mm 2台、700mm、1台、300mm 1台

国営総合農地防災事業「児島湾沿岸地区」の 着工要望・提案活動報告

平成29年度通常総代会にて議決されました上記事業の平成31年度着工要望に関し、平成30年5月22日（火）に児島湾沿岸地区国営総合農地防災事業推進協議会の会長である当改良区理事長をはじめ会員各位及び協議会事務局、関係機関の担当者総勢11名で地元選出の衆・参両議員への要望並びに農林水産省への提案活動を行いました。本事業にかかる要望・提案活動は今年で3年目を迎えており、今後も関係各所と連携を図りながら事業の推進に寄与してまいります。



参議院会館にて石井正弘参議院議員への要望活動



農林水産省にて谷合農林水産副大臣への提案活動

さらに、平成31年度の事業着工を強力に推進すべく同年11月14日（水）にも、当改良区の理事長をはじめ会員各位並びに事務局、関係機関の担当者で地元選出の衆・参両議員への要望並びに農林水産省への提案活動を行いました。

◎組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当区による改良区への届出が必要となります。（土地改良法第43条）

- ・ 相続・贈与・経営移譲（農業者年金受給など）
- ・ 農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・ 氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

■役員（理事）の欠員に伴う補欠選挙結果

本土地改良区第4区被選挙区において、欠員となっていた理事の補欠選挙が役員選挙規程第28条の規定に基づき、平成30年10月11日開催の第1回臨時総代会において執行され、新理事が無投票で次のとおり選出されました。

第4区（岡山市南区西七区・北七区地区）北尾修一氏

なお、選出された役員の任期は、平成30年10月22日から平成32年4月15日までです。

◇事務局人事異動

○採用

次長 農村整備課、維持管理課、 齊藤 晴雄（新採用）平成30年6月1日付
堤防管理事務所、総務課担当（嘱託）

維持管理課 管理係 書記補 國定 大貴（新採用）平成30年10月1日付

総務課 庶務係 書記補 田中 伸（新採用）平成30年11月1日付

○退職（平成30年8月31日付）

維持管理課 管理係 係長 岡田 哲明

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関はJ A岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用していただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行していません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年7月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL086-262-0175へ

学習見学 第二藤田小学校

6月15日（金）、第二藤田小学校3年生55名と引率の先生方が、総合的な学習の時間として藤田三角地機場を訪れました。

当日は、藤田錦地区の方々を含めポンプ運転員並びに当改良区職員で、干拓の概要とポンプや水路、樋門の役割などについて説明をしました。

子供たちは、説明に真剣に耳を傾けながら積極的に質問をしてくれました。様々な質問に対し当改良区職員が回答した後、実際にポンプを稼働させ用水路に送水するところを見学しました。

今後も、このような地域の農業施設にふれる活動を通して、子供たちに農業や干拓の歴史について関心を持ってもらいたいと思います。



説明状況



用水路への送水状況

児島湖ふれあい環境フェアへ参加

児島湖流域の環境保全について県民の意識と関心を深めるため、岡山県が「児島湖ふれあい環境フェア」を開催しています。

児島湖が昭和60年に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定され、岡山県では5年ごとに湖沼水質保全計画を定め水質の改善に取り組んでいます。

その中で昭和62年から小・中学生による児島湖流域環境保全推進ポスターコンクールを行っており、優秀作品を表彰してきました。

今年も9月8日（土）に玉野市東七区の児島湖流域下水道浄化センターにて第27回「地域と下水道のふれあいデー」が開催され、その中で平成30年度児島湖ふれあい環境フェアの一環として、環境



環境保全啓発資材の配布・啓発活動

保全推進ポスターコンクール入賞作品や児島湖移動水族館、啓発パネル等が展示されました。

児島湾土地改良区では、児島湖流域環境保全対策推進協議会の会員として、毎年同フェアに職員が参加しており、今年も環境保全啓発キャンペーンとして、各ご家庭で使用していただく台所排水溝に使用するネット等の資材を配布しました。

今後も児島湖の水質が改善されるよう、児島湖に係わるイベントに積極的に参加し、水質改善活動に取り組んでまいります。

※ゴミの投棄をなくしましょう。 ＝きれいな川・美しい児島湖にしよう＝

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、各地区の排水機場に大量に集まっています。さらに、タイヤや家電製



児島湖から流れついたゴミ状況 締切堤防

品等の粗大ゴミも水路等に不法に投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、我々一人一人がゴミ投棄撲滅の意識を更に高めていくことが、最善の策と思われます。きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきたいと思います。改良区からのお願いです。

◆農地の異動・売買について

農地の異動・売買を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買を行うよう注意してください。

（土地改良法第42条第1項）

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条第2項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、平成30年度の決済金等は下記のとおりです。

(平成30年度)

区 域	決 済 金	調 査 費	手 数 料		
全 域	1㎡当たり 5.07円	1㎡当たり 10円	1筆当たり 1,500円		
区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金
都六区 (ハイプライン)	1㎡当たり 21.40円	都・大曲 (ハイプライン)	1㎡当たり 31.27円	錦六区 (ハイプライン)	1㎡当たり 35.06円

なお、藤田都六区、藤田都・大曲（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

※ 市街化区域及び200㎡未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買収または寄付した場合

公共事業用地として買収・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買収交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合わせ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外(農地転用)手続きが必要です。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

(TEL086-262-0175)